

答申第 675 号

平成 30 年 2 月 15 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 金子 正史

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 5 月 29 日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件（その 9）（諮問第 736 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる文書として、平成28年7月26日付けメール、同月27日付け起案文書、同年8月1日付けメール、同月3日付け起案文書、同月4日付けメール、同月5日付けメールに係る起案文書、同月8日付けメール、同月9日付けメール、同年9月13日付け事務連絡に係る起案文書、同月16日付けメール、同月21日付け起案文書及び同日付けメールを特定し、別表2に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げる情報については公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年9月23日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定事件に関する文書一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成28年10月6日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年11月21日付けで、同年7月26日付けメール（以下「A文書」という。）、同月27日付け起案文書（以下「B文書」という。）、同年8月1日付けメール（以下「C文書」という。）、同月3日付け起案文書（以下「D文書」という。）、同月4日付けメール（以下「E文書」という。）、同月5日付けメールに係る起案文書（以下「F文書」という。）、同月8日付けメール（以下「G文書」という。）、同月9日付けメール（以下「H文書」という。）、同年9月13日付け事務連絡に係る起案文書（以下「I文書」という。）、同月16日付けメール（以下「J文書」という。）、同月21日付け起案文書（以下「K文書」という。）及び同日付けメール（以下「L文書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、公開することにより県の事務事業に支障が生ずるおそれがあるとして、条例第5条第4号柱書を理由に、別表1に掲げる情報（以下「本件非公開情報」という。）を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成29年2月8日付けで、知事に対し、行政不服審査法

第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 施設の具体的防犯体制に関する情報

施設の具体的防犯体制に関する情報については、主権者の目で適切に整備されているかを確認し、神奈川県や国際連合障害者権利委員会、子どもの権利委員会や女性差別撤廃委員会等に意見を提出する必要性がある。そのため、公開することが条例第1条に適合する。

また、防犯体制に脆弱な点があれば、早急に改善すべきであり非公開とすべき理由にはならない。市民の生活の場となっている県有施設であれば、一定程度の防犯体制が確保されており、防犯に関する情報であることを理由に非公開とするのは乱暴である。主権者には、施設利用者の安全確保が適切に行われているのかを知り、行政を監視して不適正な行政の是正を求めていく権利があり、その権利の行使に資することが、条例第1条に適合する。

イ 常勤・非常勤職員数や警備員数

常勤・非常勤職員数や警備員数については、公務員の職務遂行方法として公になっているか、公にすることが予定されている情報である。

ウ 警備業務委託並びに防犯カメラ及び自動警報装置に関する情報

警備業務委託や防犯カメラの購入、自動警報装置の保守点検整備については、財務会計上の行為として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであることから、これらに関する情報は公開されるべきである。非公開とされれば、オンブズ活動に著しい支障を生じ神奈川県の民主主義が停滞する。

エ 緊急時の連絡体制に関する情報

緊急時の連絡体制について、公務員は現にこれを知っていても連絡体制の遮断が行われていないにもかかわらず、実施機関は、公務員以外の

主権者に知られた場合、緊急時の連絡が遮断される高度の蓋然性があると説明しており、主権者蔑視の旧憲法的な説明で容認できない。緊急時の連絡体制を了知している公務員や当該公務員から当該情報を聴いた者も、連絡体制の遮断ができるはずであるが、そのような事態は生じていない。

オ 所属内での会議に関する情報

かかる情報を公開したとしても犯罪行為を遂行することは不可能であり事務事業に支障は生じない。

(2) 条例第7条該当性について

特定事件の重大性にかんがみれば、本件非公開情報は公開されるべきである。

(3) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(4) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反する。

イ 行政文書の写し等の交付方法について

公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。

ウ 行政文書の写し等の交付に要する費用について

行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

4 実施機関（県民局次世代育成部私学振興課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第4号柱書該当性について

別表1に掲げる情報は、次のとおり、条例第5条第4号柱書に該当する。

ア 「各入所施設の夜間の防犯体制」のうち、夜間の常勤職員・非常勤職員数、警備体制及び警備業務委託の有無に関する情報

「各入所施設の夜間の防犯体制」のうち、県民局が所管する入所者が存在する施設（以下「県民局所管入所施設」という。）の6つの施設（以下「県民局所管6施設」という。）における夜間の常勤職員・非常勤職員数、警備体制及び警備業務委託の有無に関する情報は、施設毎に記載された夜間における常勤職員や非常勤職員の具体的な人数、巡回頻度やその時間、緊急時の連絡先、警備委託の有無や警備員数等具体的な防犯体制に関する情報であるところ、県民局所管入所施設は、単に県職員がその職務を行うための庁舎ではなく、各施設が対象としている県民の入所や利用が予定されている施設であり、県には、これらの施設に入所した県民等が安全に当該施設で過ごすことができるようにする最も基本的かつ最低限の責務がある。

これらの情報を公開した場合、当該施設における夜間の具体的な防犯体制が明らかとなり、当該防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめ、当該施設における安全面の確保に困難を来し、もって、その事業運営に支障を及ぼすこととなる。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

イ 「各入所施設の緊急時の連絡体制」のうち、県民局所管6施設における緊急時の施設内連絡体制、職員への連絡体制及び県への連絡体制に関する情報

「各入所施設の緊急時の連絡体制」のうち、県民局所管6施設における緊急時の施設内連絡体制、職員への連絡体制及び県への連絡体制に関する情報は、緊急時にあって、どのような手段を用いて連絡を行うかが具体的に記載されたものであるため、これらの情報を公開すると、緊急時の連絡体制を容易に遮断することが可能となる。かかる場合、当該施

設の入所者に対し、当該施設において安全に過ごせる環境を提供するという県の最も基本的な事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、これらの情報は条例第5条第4号柱書に該当する。

また、これら連絡体制に関し具体的記載がない空欄の場合にあっても、これを公開すると、当該施設においては連絡体制もない施設であるとの誤解を与え、犯罪の対象となる可能性が高まるおそれがあり、当該施設の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるため、同号柱書に該当する。

ウ 「各入所施設の防犯カメラの設置状況」のうち、県民局所管6施設における防犯カメラの設置の有無及び設置台数並びに自動警報装置の設置の有無に関する情報

「各入所施設の防犯カメラの設置状況」のうち、県民局所管6施設における防犯カメラの設置の有無及び設置台数並びに自動警報装置の設置の有無に関する情報は、防犯体制の具体的な内容であり、前記アと同質の情報であることから、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

エ 「各入所施設のその他設備、器具の状況」のうち、県民局所管6施設における防犯カメラを除いた防犯のための設備・器具の配備状況、防犯訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する情報

(ア) 防犯カメラを除いた防犯のための設備・器具の配備状況

かかる情報は、防犯体制の具体的な内容であり、前記アと同質の情報であることから、前記アと同様に条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) 防犯訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する情報

これらの情報は、防犯体制の具体的内容ではないものの、構築された防犯体制の運用方法を定めるものであって、防犯体制の具体的内容と密接にかかわるものであり、これらの情報を公開することにより、施設運営に当たり防犯上著しい支障を及ぼすことが予想され、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

オ 「特定事件以降の各入所施設での対応状況」のうち、県民局所管6施設における所属内での会議、防犯設備の確認及びその他の対応に関する

情報

「特定事件以降の各入所施設での対応状況」のうち、県民局所管6施設における所属内での会議に関する情報は、会議の有無やその内容が記載されたものであるため、これらを公開することにより、施設運営に当たり防犯上著しい支障を及ぼすことが予想され、県の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号柱書に該当する。

また、防犯設備の確認やその他の対応に関する情報は、県民局所管6施設の具体的な防犯体制について記載されたものであり、前記アと同質の情報であることから、同号柱書に該当する。

さらに、これらの情報に関し具体的記載がない空欄の場合にあっても、これを公開すると、防犯体制が整っていない施設であるとの誤解を与えるため、前記イ後段と同様に、同号柱書に該当する。

(2) 条例第7条該当性について

本件非公開情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり同条を適用し裁量的公開を行うべきものではない。

(3) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおり、その特定に遺漏はない。

実施機関は、所掌事務として大学及び高等専門学校を除く私立学校（以下「私立学校」という。）に対する設置認可や助成、運営指導等に関する事務を所管しているところ、実施機関が本件行政文書を管理していたのは、私立学校に対する運営指導事務の一環として、文部科学省からの依頼を受け、私立学校に周知する業務を行うとともに、実施機関が属する県民局の総務室からの各種照会に対応したためであり、これらを除き他に直接的に特定事件に関係する業務を所管しているものではない。

よって、実施機関は、本件行政文書以外に、本件請求の対象となる行政

文書は管理していない。

なお、本件請求の対象となる行政文書を検索するに当たり、特定事件発生以降に作成又は取得した行政文書について、対象となり得るか否か、確認を行ったことは言うまでもない。

また、他に解釈上不存在とした文書もない。

(4) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。

また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。

イ 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について

審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、かかる主張は、本件処分の適法性を左右するものではない。

したがって、この点が審査請求の理由となることはない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、本件行政文書のうち、A文書、B文書、C文書、D文書、E文書、K文書及びL文書は、特定事件の発生を受けて発出された学校施設等の安全管理に関する通知に関わる文書であって、実施機関が行う私立学校の運営指導事務の一環として取得等したものであると認められる。また、F文書、G文書及びH文書は特定事件に関し、関係機関への対応や情報共有について統一的対応を図るよう依頼されたため実施機関が取得等した文書であり、I文書及びJ文書は実施機関が県民局の一機関として同局における特定事件を受けた防犯対策の状況に関し常任委員会への報告に備えた資料作成の一環として照会を受けたため取得等したも

のであると認められる。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとしている。

そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらに該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同条各号に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、別表1に掲げる情報の同号柱書該当性について、以下、検討する。

ア 「各入所施設の夜間の防犯体制」のうち、県民局所管6施設における夜間の常勤・非常勤職員数、警備体制及び警備業務委託の有無に関する情報

当審査会が確認したところ、「各入所施設の夜間の防犯体制」のうち、県民局所管6施設における夜間の常勤・非常勤職員数、警備体制及び警備業務委託の有無に関する情報は、県民局所管施設毎に記載された夜間における常勤職員や非常勤職員の具体的な人数、巡回頻度やその時間等、具体的な防犯体制に関する情報であって、実施機関が説明するとおり、これらの情報を公開すると、当該施設における具体的な防犯体制が明らかとなり、当該施設における防犯体制の相対的に脆弱な部分を一般に知らしめ、当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は前記3(1)ア、イ及びウのと

り種々主張するが、前記判断を覆すに足りるものはない。

イ 「各入所施設の緊急時の連絡体制」のうち、県民局所管6施設における緊急時の施設内連絡体制、職員への連絡体制及び県への連絡体制に関する情報

当審査会が確認したところ、「各入所施設の緊急時の連絡体制」のうち、県民局所管6施設における緊急時の施設内連絡体制、職員への連絡体制及び県への連絡体制に関する情報は、緊急時にどのような手段を用いて連絡を行うかが具体的に記載されたものであるため、実施機関が説明するとおり、これらの情報を公開すると、容易にその連絡を遮断することが可能となり、かかる場合にあっては、当該施設における安全面の確保に困難を来し、その事業運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

また、これら連絡体制に関し具体的記載がない空欄の場合にあっては、これを公開すると、当該施設においては連絡体制もない施設であるとして、防犯体制の脆弱性を示すことにつながり得るため、前記アと同様に、当該施設の安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものとして、同号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は前記3(1)エのとおり主張するが、前記判断を覆すに足りるものではない。

ウ 「各入所施設の防犯カメラの設置状況」のうち、県民局所管6施設における防犯カメラの設置の有無及び設置台数並びに自動警報装置の設置の有無に関する情報

当審査会が確認したところ、「各入所施設の防犯カメラの設置状況」のうち、県民局所管6施設における防犯カメラの設置の有無及び設置台数並びに自動警報装置の設置の有無に関する情報は、その字義どおりの内容が記載されたものであり、前記アと同様に具体的な防犯体制に関する情報であると認められることから、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

エ 「各入所施設のその他設備、器具の状況」のうち、県民局所管6施設における防犯カメラを除いた防犯のための設備・器具の配備状況、防犯訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する情報

(7) 防犯カメラを除いた防犯のための設備・器具の配備状況に関する情報

当審査会が確認したところ、防犯カメラを除いた防犯のための設備・器具の配備状況に関する情報は、防犯カメラ以外の防犯設備等の配備状況について記載されたものであり、前記アと同様に具体的な防犯体制に関する情報であると認められることから、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

また、これら防犯カメラ以外の防犯設備等に関し具体的記載がない空欄の場合にあっても、これを公開すると、当該施設においては防犯カメラ以外の防犯設備等がない施設であるとして防犯体制の脆弱性を示すことにつながり得るため、前記イ後段と同様に、同号柱書に該当すると判断する。

(イ) 防犯訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する情報

a 防犯訓練実施の有無に関する情報

当審査会が確認したところ、防犯訓練の実施の有無に関する情報は、防犯訓練の実施の有無並びに実施した場合の時期及び概要が記載されたものであることから、防犯体制の具体的内容そのものではないものの、構築された防犯体制の運用の可否に大きく関わるものであり、具体的防犯体制と密接に関連する情報であって実質的に具体的防犯体制に関する情報と同視できると認められる。

よって、防犯訓練の実施の有無に関する情報については、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

もともと、当審査会が確認したところ、表中、第3欄第3項、第5項、第6項及び第7項については、防犯訓練の実施の有無を示していないため、同号柱書には該当せず、公開すべきであると判断する。

b 危機管理マニュアルの有無に関する情報

この点について、実施機関は、危機管理マニュアルの有無に関する情報は防犯体制の具体的内容ではないものの、構築された防犯体制の運用方法を定めるものであって、具体的防犯体制と密接に関連するとして、これを公開することにより施設の安全面の確保に支障が生じるため条例第5条第4号柱書に該当する旨説明する。

しかしながら、危機管理マニュアルの内容そのものが具体的防犯体制に関するものとして前記アと同様に同号柱書に該当すると解されるのは格別、危機管理マニュアルは、その存在自体でどのような警備が行われるのかが自明である防犯カメラや自動警報装置とは異なり、当該マニュアルの内容が明らかになることで初めて具体的な防犯体制が明らかとなる以上、その「有無」という情報だけでは、これを公開したとしても、同号柱書にいう支障は生じないと解するのが相当である。

よって、危機管理マニュアルの有無に関する情報については、同号柱書に該当しないと判断する。

オ 「特定事件以降の各入所施設での対応状況」のうち、県民局所管6施設における所属内での会議、防犯設備の確認及びその他の対応に関する情報

(ア) 所属内での会議に関する情報

当審査会が確認したところ、所属内での会議に関する情報とは、特定事件の発生を受けて発出された施設の安全確保に関する通知に基づき行われた各施設における会議の有無やその内容に関する情報であると認められる。

実施機関は、この点について、これらの情報に該当するという点のみをもって、所属内での会議に関する情報を公開した場合には施設の安全面の確保に支障が生ずる旨説明するが、「特定事件の発生を受けて発出された施設の安全確保に関する通知に基づき行われた各施設における会議」に関する情報であるという一点をもって、条例第5条第4号柱書にいう支障を認めることは困難であると言わざるを得ない。

よって、所属内での会議に関する情報は、同号柱書に該当しないと

判断する。

(イ) 防犯設備の確認に関する情報

当審査会が確認したところ、防犯設備の確認に関する情報は、当時、県民局所管 6 施設において行われた防犯設備の確認状況が具体的に記載されたもので、前記アと同様に具体的な防犯体制に関する情報であると認められることから、条例第 5 条第 4 号柱書に該当すると判断する。

また、防犯設備の確認に関し具体的記載がない空欄の場合にあっても、これを公開すると、当該施設においては防犯体制が整っていない施設であるとして防犯体制の脆弱性を示すことにつながり得るため、前記イ後段と同様に、同号柱書に該当すると判断する。

(ウ) その他の対応に関する情報

当審査会が確認したところ、その他の対応に関する情報は、防犯対策の一環として行われた種々の行為について記載されたものであると認められる。

この点について、実施機関は、これらの情報は前記アと同様に具体的な防犯体制に関する情報であるとして、条例第 5 条第 4 号柱書に該当する旨主張するが、当審査会が確認したところ、次に掲げる情報については、具体的な防犯体制に関する情報として同号柱書に該当すると認められるが、その余の情報については、公開することにより施設の安全面の確保に支障を生じるような具体的な防犯体制に関する情報に当たらず、同号柱書には該当しないと判断する。

a 1 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち 1 行目から 3 行目まで、同欄第 3 項及び同欄第 5 項のうち 5 行目から 7 行目まで

b 2 頁目表中、第 4 欄第 3 項

(6) まとめ

以上をまとめると、別表 2 に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表 3 に掲げる情報については、これを公開すべきである。

(7) 条例第 7 条該当性について

条例第 7 条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報

を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条による裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、別表2に掲げる情報は、その内容にかんがみて、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条に基づき裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

(8) 本件請求の対象となる文書の特定について

審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。

他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当

該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。

(9) その他

審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を強いられたこと、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、さらに、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。

神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

原処分における非公開情報一覧		
文書区分	文書種別	非公開情報
I 文書	各入所施設の夜間の防犯体制	県民局所管 6 施設における夜間の常勤・非常勤職員数、警備体制及び警備業務委託の有無に関する情報
	各入所施設の緊急時の連絡体制	県民局所管 6 施設における緊急時の施設内連絡体制、職員への連絡体制及び県への連絡体制に関する情報
	各入所施設の防犯カメラの設置状況	県民局所管 6 施設における防犯カメラの設置の有無及び設置台数並びに自動警報装置の設置の有無に関する情報
	各入所施設のその他設備、器具の状況	県民局所管 6 施設における防犯カメラを除いた防犯のための設備・器具の配備状況、防犯訓練実施の有無及び危機管理マニュアルの有無に関する情報
	特定事件以降の各入所施設での対応状況	県民局所管 6 施設における所属内での会議、防犯設備の確認及びその他の対応に関する情報

別表 2

原処分妥当非公開情報一覧		
文書区分	文書種別	非公開情報
I 文書	各入所施設の夜間の防犯体制	県民局所管 6 施設における夜間の常勤・非常勤職員数、警備体制及び警備業務委託の有無に関する情報
	各入所施設の緊急時の連絡体制	県民局所管 6 施設における緊急時の施設内連絡体制、職員への連絡体制及び県への連絡体制に関する情報
	各入所施設の防犯カメラの設置状況	県民局所管 6 施設における防犯カメラの設置の有無及び設置台数並びに自動警報装置の設置の有無に関する情報
	各入所施設のその他設備、器具の状況	県民局所管 6 施設における防犯カメラを除いた防犯のための設備・器具の配備状況
		県民局所管 6 施設における防犯訓練実施の有無に関する情報中、次に掲げるもの ○ 左記文書表中、第 3 欄第 4 項、第 3 欄第 8 項
	特定事件以降の各入所施設での対応状況	県民局所管 6 施設における防犯設備の確認に関する情報
県民局所管 6 施設におけるその他の対応に関する情報中、次に掲げるもの ○ 左記文書 1 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち 1 行目から 3 行目まで、第 4 欄第 3 項、第 4 欄第 5 項のうち 5 行目から 7 行目まで ○ 左記文書 2 頁目表中、第 4 欄第 3 項		

別表 3

公開すべき非公開情報の一覧		
文書区分	文書種別	非公開情報
I 文書	各入所施設のその他設備、器具の状況	県民局所管 6 施設における防犯訓練実施の有無に関する情報中、次に掲げるもの ○ 左記文書表中、第 3 欄第 3 項、第 3 欄第 5 項、第 3 欄第 6 項、第 3 欄第 7 項
		県民局所管 6 施設における危機管理マニュアルの有無に関する情報
	特定事件以降の各入所施設での対応状況	県民局所管 6 施設における所属内での会議に関する情報
		県民局所管 6 施設におけるその他の対応に関する情報中、次に掲げるもの ○ 左記文書 1 頁目表中、第 4 欄第 2 項のうち 4 行目から 7 行目まで、第 4 欄第 4 項、第 4 欄第 5 項のうち 1 行目から 4 行目まで ○ 左記文書 2 頁目表中、第 4 欄第 2 項

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 5 月 29 日	○ 諮問
12 月 11 日 (第 171 回部会)	○ 審議
平成 30 年 1 月 23 日 (第 172 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
入 江 直 子	元神奈川県大学教授	
柿 崎 環	明治大学教授	部 会 員
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長
交 告 尚 史	法政大学大学院教授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(平成30年2月15日現在) (五十音順)